

## 1 はじめに

本部活動指導方針は、[京都府部活動指導指針](#)（平成30年4月）及び京丹波町立中学校における部活動指導の指針（平成30年6月）に基づき策定するものであり、部活動を、学校・生徒・保護者・地域の共通認識のもとで実施するための基本方針とする。

## 2 部活動の目的

生徒の心身の成長を目指す学校教育活動の一環として、その活動内容に興味と関心を持つ生徒が、教員の指導のもと、主体的に行う活動であり、大会・コンクール・発表・応募等を目標に競技力、技術力等の向上を図りつつ、活動を通して楽しさ・喜び・達成感等を味わい学校生活を豊かにするために実施する。

また、異年齢集団が互いに協力して目標達成を目指す過程で、好ましい人間関係や指導・被指導の関係の構築を図りつつ、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ態度の基礎を育むために実施する。

## 3 設置部活動（令和2年度）

- 【体育系】ホッケー部（男女）、ソフトテニス部（男女）、バスケットボール部（男女）  
バレーボール部（女）、野球部、サッカー部  
【文化系】吹奏楽部、美術部

## 4 入退部

- ・ 生徒は、原則として、上記のいずれかの部活動に所属することとする。
- ・ 入部については、年度当初に入部届を提出する。（保護者印必要）
- ・ 転部については、保護者・学級担任・顧問が連携しつつ、本人の意志を尊重する。

## 5 活動計画

- ・ 顧問は、年間の活動計画（参加大会の予定等）を管理職に提出し、許可を受ける。
- ・ 顧問は、次月の活動計画を管理職に提出し許可を受け、生徒に配布する。
- ・ 中間テスト前の「3日間」、期末テスト前の「5日間」は活動休止とする。
- ・ 緊急の事情（警報発令、天候の急変等）による計画変更（土日祝日）は、顧問の指示で部活動連絡網を通して連絡する。

## 6 活動時間

- ・ 平日の活動時間は「2時間程度」とする。  
朝 練 習（自由参加）7：30～8：10 <40分>（月火木金）  
放課後練習（通常校時）15：55～17：05 <70分>（月火木金）
- ・ 土日祝日は半日実施を原則とし、活動時間は「3時間程度」とする。

## 7 活動日と休養日の設定

- (1) 「週2日の休養日」を設定する。
  - ◇ 水曜と日曜を休養日とする。（長期休業中は、土曜と日曜が休養日）
  - ◇ 水曜は「朝練習」も休止する。
  - ◇ 練習試合等との兼ね合いで、日曜に活動する場合は、土曜を休養日とする。
  - ◆ 上記以外で活動する場合は、事前に休養日を定め、管理職の許可を得る。
- (2) 土日に公式戦（中体連主催）が入った場合の扱いについて
  - ◇ 土曜、日曜の両日に公式戦が入った場合は、月曜を休養日とする。
  - ◇ 土曜に調整練習、日曜が公式戦になった場合も、月曜を休養日とする。この場合の調整練習は半日とする。

(3) 公式戦に向けての強化月間について

- ◇ 南船大会に向けての「4月」、口丹波大会に向けての「6月末から7月」、府大会以上（府、近畿、全国）に向けての「8月」、口丹波新人大会に向けての「9月末～10月」を強化月間とする。（具体的日時は、部活動担当から、年度ごとに明示する）
- ◇ 強化月間は、生徒の体力と気象状況等を配慮しつつ、土日の両日の活動を可能とする。活動を行う場合は、練習試合を含む場合は「1日＋半日」を限度、練習のみの場合は「半日×2」を限度として、月曜日を休養日とする。

(4) 長期休業中の部活動の留意点について

- ◇ 土曜と日曜を休養日とする。
- ◇ 活動は半日とする。
- ◆ 上記2点と異なる活動を行う場合は、事前に管理職の許可を得る。

8 指導体制等

- ・ 令和2年度は下記の指導体制で部活動指導を行う。

| 部活動         | 顧問       | 部活動         | 顧問      |
|-------------|----------|-------------|---------|
| 美術部         | 平井、上仲、山下 | 男子ソフトテニス部   | 吉田、乾、清水 |
| 吹奏楽部        | 後藤、五島    | 女子ソフトテニス部   |         |
| 軟式野球部       | 山内、三嶋    | 男子ホッケー部     | 森田、坂上   |
| 男子バスケットボール部 | 石橋、井上、三觜 | 女子ホッケー部     |         |
| 女子バスケットボール部 |          | サッカー部       | 湯浅、山崎   |
| バレーボール部     | 岩本、松重    | *口丹波等個人参加引率 |         |

- ・ 顧問は、勝利至上主義等に陥ることなく、部活動指導方針「2 部活動の目的」に則り、生徒個々の心身の発達段階、健康状況、技術力、外的環境（気温、湿度、天候）等を考慮して、過重負担にならない活動を計画し実施する。

9 その他

- ・ 部員不足によって、公式戦参加に必要な人数がそろわない場合は、
  - ① 両学校長の承諾のもとで「合同チーム」を結成し、中学校体育連盟に届け出る。
  - ② 競技日程、体力的負担、技術等を考慮して「協力メンバー」を依頼し、本人・保護者・顧問の了解のもとで、校長が許可をする。
  - ③ 上記に該当しない場合は、大会参加を見送る。
- ・ 生徒数減による部活動の休・廃部については、「部活動・休廃部検討委員会」（校長・教頭・部活動担当）において協議し決定する。
- ・ 陸上練習（南船陸上・口丹波陸上、駅伝練習等）についても「週2日の休養日」を設定する。